

平成 23 年 11 月 28 日
福祉部 長寿支援課

宮崎市養護老人ホーム清流園の指定管理者候補者の選定について

宮崎市養護老人ホーム清流園の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 23 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1)候補団体の名称

社会福祉法人 日向更生センター（以下、日向更生センター）

(2)代表者名

理事長 鶴田 順三郎

(3)主たる事務所の所在地

宮崎市阿波岐原町前浜 4 2 7 6 番地 6 5 0

(4)設立年月日

昭和 44 年 2 月 21 日

(5)設立目的

多様な福祉サービスがその入所者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、入所者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、以下の社会福祉事業を行う。

(6)事業概要

①第 1 種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 養護老人ホームの経営

②第 2 種社会福祉事業

- イ 老人デイサービス事業の経営
- ロ 老人短期入所事業の経営
- ハ 老人介護支援センターの経営
- ニ 老人居宅介護等事業の経営

(7)資本金又は基本財産

1,349,369 千円

(8)従業員数

152 人

2. 指定期間（予定）

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1)施設概要

①施設名

宮崎市養護老人ホーム清流園（以下、養護老人ホーム清流園）

②所在地

宮崎市清武町今泉甲 6894 番地

③施設規模等

延べ床面積 2,516.78 平方メートル

(2)業務概要

①老人福祉法第 10 条及び第 11 条に規定する措置に関する業務

②施設の維持管理及び警備に関する業務

- ・ 施設の保守管理
- ・ 設備の保守点検
- ・ 備品の保守管理
- ・ 消耗品等の購入・管理
- ・ 清掃業務（業務にあたっては、障害者・高齢者等の雇用を原則とします。）
- ・ 保守警備業務
- ・ 施設保全業務

③上記のほか、施設の設置目的を達成するために市長が必要と認めた業務

(3)現在の管理方法

指定管理者 日向更生センター（平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

4. 事業計画の概要

(1)施設入所者の平等な利用の確保について

- ・ ADL 別に分けたグループケアを核とし、個別処遇と全体処遇の整合性を図る。
- ・ 介護予防として理学療法士を導入したりハビリ・多様なレクリエーションの実施。
- ・ 嘱託医や看護師による心身状態の的確な把握により健康維持に努める。

- ・ 個々のニーズを考慮した多様性に富んだ食事の提供を行う。
- ・ 夜間に介護士1名、介護職員2名を配置し入所者の状態把握と安全を確保する。
- ・ 施設・設備・備品等を適切に管理し、初期性能を維持するように努める。
- ・ 苦情処理において第三者委員を委嘱するとともに、苦情として上がらないものも入所者の表情や言動から気づき、感じることに努める。

(2)施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画について

- ・ 利用者の状態把握から処遇計画作成を「清流園版パッケージプラン」に基づき行う。
- ・ 職員の資質向上のため、職場外研修への積極的な参加、資格取得の支援等を行う。
- ・ 介護事故・食中毒等のリスクに対しては各種マニュアルを整備し適切な措置に努める。
- ・ 事故防止委員会の充実、事故になる要因の認識・排除を行い未然に防ぐことに努める。
- ・ 報告・連絡・相談を徹底し、各部署間の連携の下、計画的・効率的に業務を遂行する。
- ・ 褥瘡予防委員会、身体拘束廃止委員会を通して各職種連携し予防・早期発見に努める。
- ・ 入所者の尊厳・権利に配慮し、プライバシーの確保を必要最低限のケアとして行う。

(3)施設の管理に係る経費の縮減について

- ・ 職員配置の適正化及び全職員で清掃業務に取り組むなど環境美化に努める。
- ・ 介護職のパッケージプラン導入、記録の電算化等により業務の迅速・効率化推進。
- ・ 将来を見据え、業務委託・派遣委託を検討する。
- ・ ショートステイ床（2床）の有効活用について市と協議する。

(4)事業計画を着実に実施するための管理運営能力について

- ・ 多くの学生実習生受入を行うなど関係構築に努め、職員採用での募集人員割れはない。
- ・ 離職率も低く人的な問題が発生することはない。
- ・ 「人材こそ組織にとっての最大の資源である」と捉え、自己テーマに基づく職場内研修の実施、積極的な自己啓発への援助などを実施する。
- ・ 人材育成について、「宮崎県介護職員処遇改善交付金キャリアパス要件等届出」「職員研修実施要綱の制定」「エルダー制度の導入」などを行っている。
- ・ 併設する児童クラブ、幼稚園、障害者通所施設を含め、地域の20団体で「ふれあいの里地域連絡協議会」を結成、地域イベント、災害時の支援体制などを整備している。
- ・ 入居者満足度調査を実施し、生活上のニーズを把握し見直しを的確に行うとともに、入所者、家族、地域及び職員の良い関係構築に努める。

(5)安全管理に対する対応について

- ・ 「防災管理規定」「地震防災応急計画」等に基づいた対応と地域合同訓練の実施。
- ・ 全職員緊急連絡網の整備と非常時訓練の実施。

(6)環境保護及び障害者雇用等について

- ・ 職員のアイデア意見を集約し「夏の節電・省エネ行動計画」を策定し実行。行動計画を示しポスター等で啓発、実績・効果を発表する。
- ・ 障害者の実雇用率 3.32%（国の定める雇用率は 1.8%）
- ・ パート職員から常用雇用（臨時職員）への変更の検討。

5. 収支計画の概要

年度	24年度	25年度	26年度	合計（3年間）
指定管理料	13,186千円	13,186千円	13,186千円	39,558千円

（参考）申請要項で市が提示した指定管理料上限額（平成 24 年度）：13,186 千円

6. 選定結果の概要

(1)選定手続の概況

①申請団体

非公募のため日向更生センターのみ

②選定に関する日程

第 1 回選定委員会（公募・非公募決定）	平成 23 年 6 月 23 日
要項及び申請書類様式の送付	平成 23 年 7 月 26 日
提出書類 A の受付（＝1 次締切）	平成 23 年 8 月 31 日
提出書類 B の受付（＝最終締切）	平成 23 年 9 月 30 日
第 2 回選定委員会（審査）	平成 23 年 10 月 19 日

(2)福祉部指定管理者候補者選定委員会

（敬称略）

区分	役職等
会長	福祉総務課長
副会長	社会福祉課長
委員	障害福祉課長
委員	長寿支援課長
委員	介護保険課長
委員	子ども課長
委員	子育て支援課長
委員	宮崎市民生委員児童委員協議会 役員
委員	宮崎市老人クラブ連合会 役員
委員	みやざき子育てプラン推進協議会委員

(3)選定の概況

①選定の経緯と理由

養護老人ホームは高齢者が居住している施設で、その継続的・安定的運営は、入所者と施設職員及び法人との信頼感や安心感によって保障されるものであり、長期間をかけて人間関係等が醸成されるものであるため、指定管理者が変わることによる影響が大きい。

また、現在の指定管理者である日向更生センターは、長年に亘る施設管理運営の実績とその運営や行政指導等に対する誠実さなどから、継続して管理運営を任せるにふさわしい法人であると考えられる。

このようなことから、第1回選定委員会において、養護老人ホーム清流園の指定管理者については、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 5-(2)-⑦」に、非公募の要件として示される、「公募を行わないことについて合理的な理由があると認められる場合」に該当する認められたため、日向更生センターに対し事業計画書等の申請書類の提出を求めた。

第2回選定委員会において、事業計画書等の申請書類をもとに、総合的に審査を行った結果、日向更生センターの得点が基準点（満点1,170点の6割）を超えたため、指定管理者候補者として適格と判断し選定した。

※第2回選定委員会においては、子ども課長が公務のため欠席し、議事（審査を含む）には参加しなかった。

※第2回選定委員会においては、社会福祉課長が病休のため、福祉部主幹が代理出席した。

②審査結果

審査項目	配点	候補団体 得点
1. 施設の運営が入所者の平等な利用を確保するものであること	270	226
2. 施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	135	108
3. 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	135	105
4. 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること	405	321
5. 安全管理に対する対応	45	38
6. 環境保護及び障害者雇用等の福祉施策の取組状況	90	70
7. 現受託法人の評価（加算・減算）	90	65
合計	1,170	933
【参考】提案金額（3年間）		39,558 千円

基準点：702点